

平成30年 業種別労働災害発生状況

小田原 労働基準監督署

(平成30年2月末現在)

業 種	当 年 (平成30年)		前 年 (平成29年)		増減数		増減率
01 食料品製造	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
03 衣服その他の繊維	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 木材・木製品	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 家具・装備品	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
06 パルプ等	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
07 印刷・製本	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
08 化学工業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
09 窯業土石	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
10 鉄鋼業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 非鉄金属	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
12 金属製品	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
13 一般機械器具	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
14 電気機械器具	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
15 輸送機械製造	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
16 電気・ガス	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
17 その他の製造	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 製造業小計	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
02 鉱業小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 土木工事	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 木造家屋建築	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
03 建築設備工事	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 その他の建築工事	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
02 建築工事	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
03 その他の建設	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
03 建設業小計	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
01 鉄道等	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 道路旅客	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
03 道路貨物運送	1	(0)	4	(0)	-3	(0)	-75.0%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 運輸交通業小計	4	(0)	6	(0)	-2	(0)	-33.3%
01 陸上貨物	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
05 貨物取扱小計	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
01 農業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
02 林業	4	(0)	0	(0)	4	(0)	-
06 農林業小計	5	(0)	0	(0)	5	(0)	-
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 水産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
07 畜産・水産業小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 卸売業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
02 小売業	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
03 理美容業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
04 その他の商業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	-
08 商業	5	(0)	2	(0)	3	(0)	150.0%
01 金融業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 広告・あっせん	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
09 金融広告業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
11 通信業	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
12 教育研究	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 医療保健業	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
02 社会福祉施設	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
03 その他の保健衛生	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
13 保健衛生業	0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
01 旅館業	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
02 飲食店	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
03 その他の接客	2	(0)	0	(0)	2	(0)	-
14 接客娯楽	6	(0)	2	(0)	4	(0)	200.0%
15 清掃・と畜	1	(0)	8	(0)	-7	(0)	-87.5%
16 官公署	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	-
02 その他の事業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
17 その他の事業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
合 計	28	(0)	31	(0)	-3	(0)	-9.7%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

平成30年度

神奈川県労働局の重点施策

すべての人が生き生きと働く
かながわを目指して



厚生労働省神奈川県労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

神奈川県労働局

検索

各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川県労働局ホームページ
<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください



労働行政を展開していく際の基本的考え方

- 雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確な行政を推進していきます。
- 地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。
- 労働行政における各種施策の内容や成果等について、労使はもとより国民全体にわかりやすい形での広報に努め、労働環境の整備に向けた気運の醸成を図っていきます。

平成 30 年度の重点施策

～働き方改革の実現のために～

1 誰もが活躍できる雇用環境改善のための施策

同一労働同一賃金の実現、長時間労働の抑制、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、職場のトラブル防止・解決に向け取り組みます。

2 安全に安心して働ける職場づくりのための施策

働き過ぎ防止対策、一般労働条件の確保・改善対策、労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止対策、労働者の健康確保対策の推進に取り組みます。

3 多様な働き手の参画と人材確保のための施策

女性、若者、障害者、高齢者等を含めて、全ての方が活躍できる社会の実現、企業の人材確保の支援に取り組みます。



労働局長による建設現場パトロール



雇用管理改善セミナー

I 誰もが活躍できる雇用環境改善のための重点施策

1 働き方改革と女性活躍の推進

▶ 同一労働同一賃金の実現と非正規労働者の正社員転換の推進

非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた均等・均衡待遇及び正社員転換が図られるよう、同一労働同一賃金の実現に向けて「神奈川働き方改革推進支援センター」や助成金を活用した非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。また、多様な正社員制度等の普及拡大を図ります。

併せて、パートタイム労働法の履行確保を図ります。

▶ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、労使団体や地方自治体等と連携し、以下の取組を行います。

- 管内の主要企業のトップ等に対する働きかけを引き続き実施し、各企業における働き方改革を促進します。取組の好事例について、他の企業の参考となるよう、局ホームページに掲載し、情報発信します。
- ゴールデンウィーク、夏季及び年末年始のほか、「年次有給休暇取得促進期間」(10月)に、重点的な周知・広報を行います。

週 60 時間以上就業する雇用者の割合

神奈川10.3%(全国9.6%・44位)

2020年目標値 5%

「平成24年総務省就業構造基本調査」

年次有給休暇の取得率

神奈川55.0%(全国51.0%・6位)

2020年目標値 70%

全国中小企業団体中央会「平成29年度中小企業労働事情実態調査」

▶ 中小企業・小規模事業者への支援

非正規雇用労働者の処遇改善の構築、生産性向上による賃上げ、業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的支援を行う「神奈川働き方改革推進支援センター」の活用を促進するため、事業主に対して積極的な周知を図ります。

また、金融機関との連携を通じて、県内企業の働き方改革への取組に対する支援を進めます。

▶ 女性の活躍推進

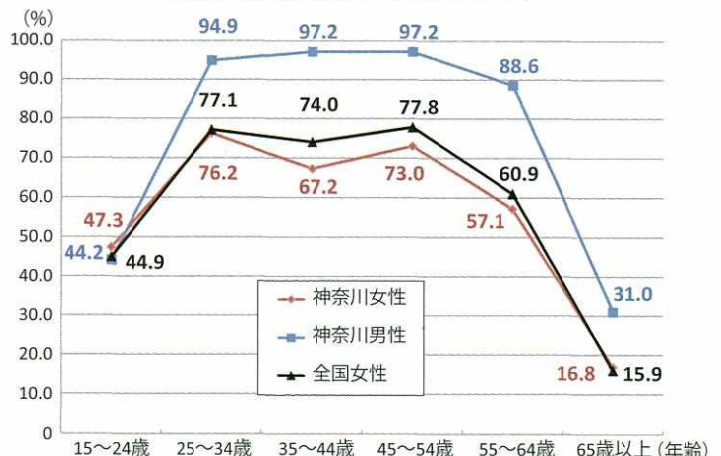
より多くの企業が、行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に取り組むよう促します。

併せて、認定マーク(えるぼし)の取得勧奨を行います。

また、職場において、男女雇用機会均等法が理解され守られるよう、指導を行います。



年齢階級別労働力率(平成28年)



資料出所：総務省「労働力調査(平成28年)」

※神奈川県の値については神奈川県において独自集計したものと見なす。

▶ 仕事と家庭の両立支援の推進

平成 29 年 1 月及び 10 月に施行された改正育児・介護休業法により、有期契約労働者の育児休業の取得要件等が緩和されたほか、介護休業の分割取得や介護休暇の半日取得が可能となったことから、制度の周知及び規定の整備を促します。

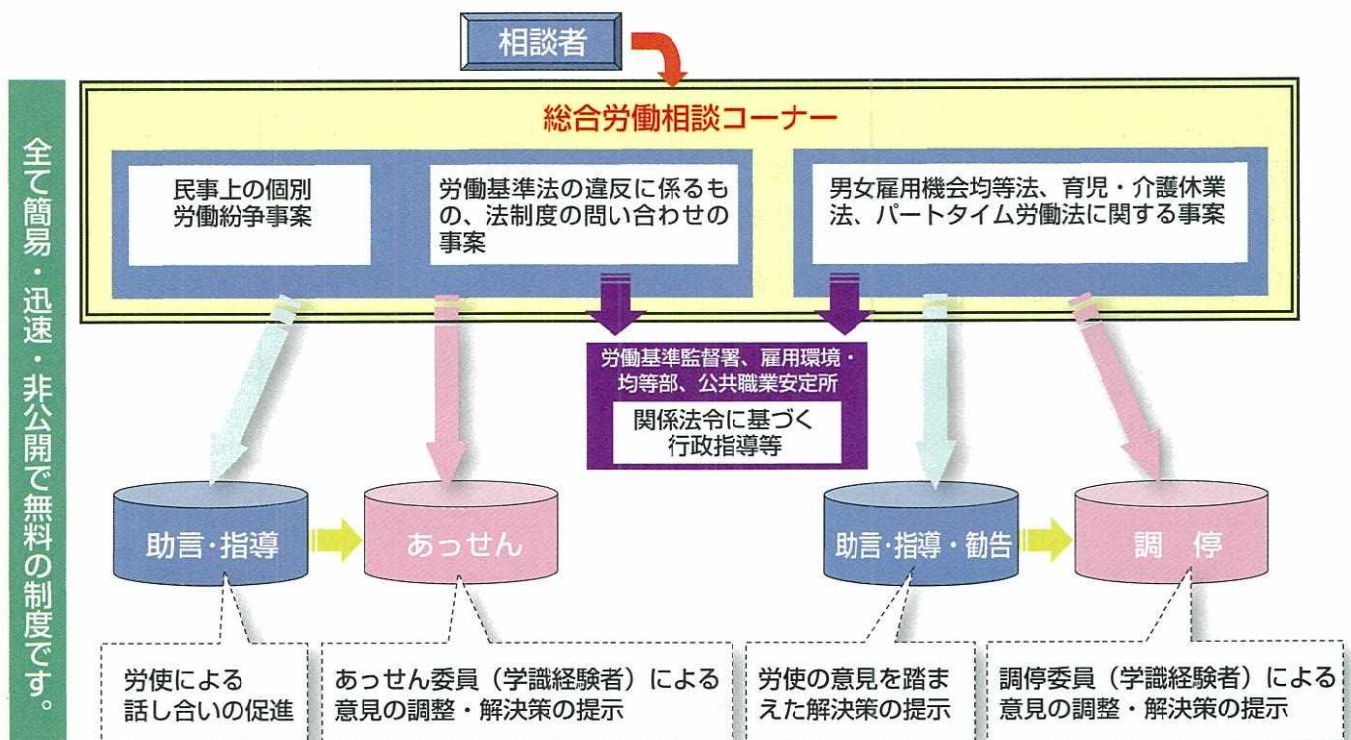
また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出が適切に行われるよう督促・周知を行うとともに、次世代認定マーク(くるみん・プラチナくるみん)の取得勧奨を行います。



2 職場のトラブル防止・解決に向けた環境整備

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のハラスメントは複合的に生じることも多くなっています。神奈川労働局が設置する「総合労働相談コーナー」(裏表紙参照)では、それらハラスメントをはじめ各種の労働問題に関する相談に対し、関連する法令等の情報提供や自主的解決に向けたアドバイスなどワンストップで提供します。

また、労働契約法に基づく無期労働契約への転換申込が平成 30 年 4 月以降本格的に始まっています。無期労働契約転換を意図的に避けることを目的とした雇止め等が行われることのないよう、無期転換ルールの周知及び具体的な取組を促します。



II 安全に安心して働ける職場づくりのための重点施策

1 働き過ぎ防止及び一般労働条件の確保・改善対策等

▶ 働き方改革の推進に向けた労働時間に関する法制度等の周知徹底

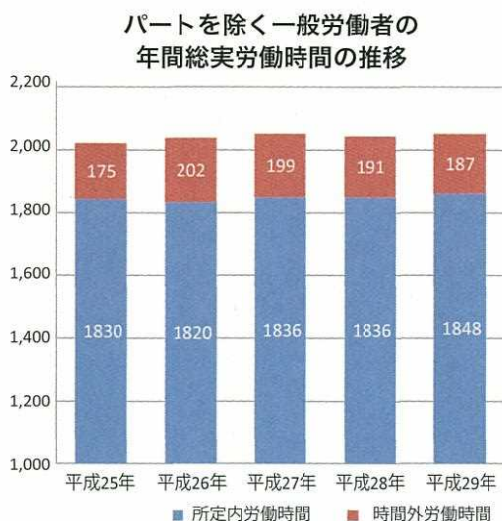
各労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でないと考えられる中小規模の事業場に対して、労働時間に関する法制度等の周知徹底を図るなど、働き方改革に向けた取組を推進します。

▶ 働き過ぎ防止に向けた取組

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間を適正把握するよう指導を徹底します。

各種情報から時間外労働が月 80 時間を超えている疑いのある事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。

また、社会的に影響力が大きい企業が、複数の事業場で違法な長時間労働を繰り返しているなどの場合には、是正を指導した段階で公表します。



さらに、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の抑制等過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

▶ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働による健康障害防止対策の徹底、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を実施します。

学生アルバイトの労働条件に問題が疑われる事業場に対しても、必要な取組を推進します。

▶ 基本的労働条件の確立等

労働時間の適正な把握とそれに基づく割増賃金の支払、雇入れ時の労働条件の明示、就業規則の作成と労働者への周知など労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

2 最低賃金制度の適切な運営

▶ 神奈川県最低賃金

労働者のセーフティネットとしても重要な最低賃金について、あらゆる機会をとらえて広く周知を図り、制度の適切な運営を行います。

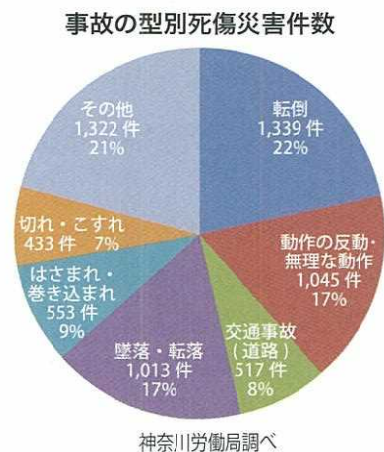
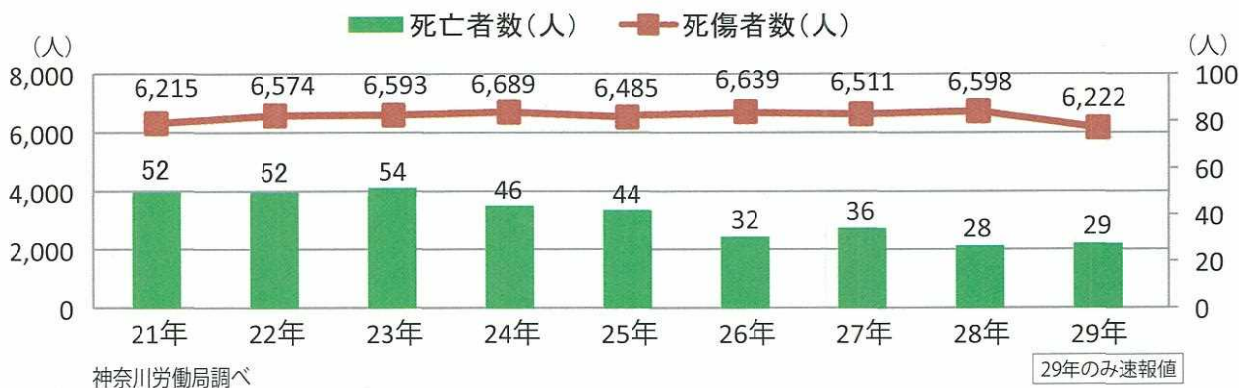
最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	956円	平成29年10月1日

3 労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止

▶ 県内の労働災害発生状況

平成 29 年の死亡災害（2 月末速報値）は、過去最少であった平成 28 年 28 人より 1 名増加の 29 人で、業種別では製造業（6 人）、建設業（6 人）、清掃・と畜業（4 人）、陸上貨物運送事業（3 人）、商業（3 人）などで発生し、はさまれ・巻き込まれが 9 件、墜落・転落が 8 件、交通事故 4 件となっています。

また、休業 4 日以上死傷災害（1 月末速報値）は、前年同期と比べ 60 人減少し、6,222 人で、業種別では製造業（989 人）、陸上貨物運送事業（882 人）、小売業（795 人）、建設業（702 人）、社会福祉施設（562 人）などで多発しており、事故の型別としては、転倒及び墜落・転落が全体の約 4 割を占めています。



▶ 特に重点的に取り組む対策

〈第 13 次労働災害防止推進計画初年度の主要施策〉

① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止、製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止、伐木等作業の安全対策を推進する。

② 災害増加傾向にある業種等への対応

「第三次産業対策」「陸上貨物運送事業対策」「転倒災害の防止」「腰痛の予防」「熱中症の予防」「交通労働災害対策」を重点に推進する。

③ 高齢労働者、非正規雇用労働者等の災害の防止

非正規労働者を中心とした経験 1 年以内の労働者の災害件数が約 1 / 3 を占めることから雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の徹底、「危険の見える化」に配慮した標識・掲示の普及を推進する。

STOP!
転倒災害プロジェクト神奈川

「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」などによる転倒災害を防止しましょう。



全ての作業従事者に労働災害防止を意識してもらうために、Safe Work の標語で安全作業を確認しましょう。

4 労働者の健康確保対策の推進

▶ ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策

労働者数 50 人以上の事業場におけるストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。また「心の健康づくり計画」の策定・定着を引き続き進めるとともに、「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえ、精神障害の労災支給決定を行った事業場及び企業本社に対するメンタルヘルス対策の特別指導を行います。

▶ 化学物質による健康障害防止対策

平成 28 年 6 月の労働安全衛生法・改正による一定の危険有害性のある化学物質（29 年 3 月 1 日から 27 物質追加、さらに 30 年 7 月 1 日から 10 物質追加で 合計 672 物質）に関するリスクアセスメントの実施、譲渡・提供時の容器などへのラベル表示、安全データシート（SDS）交付等の徹底を図ります。

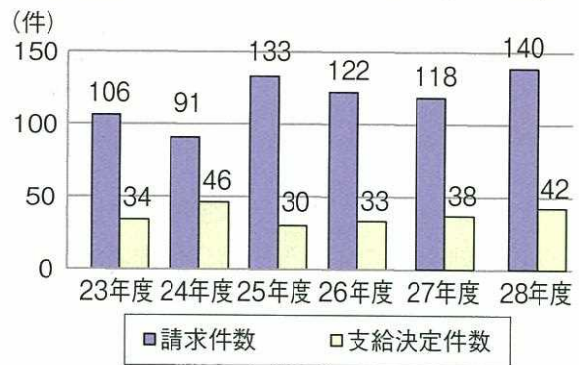
▶ 受動喫煙防止対策

健康増進法の改正動向に留意しながら、引き続き、受動喫煙防止対策助成金や相談支援事業の周知、活用勧奨等により、事業場の取組の促進を図ります。

▶ 事業場における治療と職業生活両立支援対策

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や企業と医療機関の連携のためのマニュアル、助成金を含む支援の仕組みの周知を進めます。また「働き方改革実行計画」に基づく両立支援コーディネーター養成については、（独）労働者健康安全機構が全国で行う研修への参加勧奨を行います。

精神障害労災請求・決定件数の推移（神奈川）



III 労働保険制度の適切な運営

- 未手続事業の一掃事業
- 労働保険料・一般拠出金の適正徴収
- 電子申請や口座振替の促進
- 労災保険率・雇用保険率の周知

【未手続事業の一掃事業】

未手続事業を一掃するために、あらゆる機会を活用し、積極的な加入勧奨及び手続指導を実施します。また、再三にわたる指導に応じない場合は、職権による成立手続きを強力に進めます。

神奈川労働局における労働保険適用事業場数と労働保険料徴収決定額の推移



【労働保険料の適正徴収】

費用負担の公平を期するため、高額な保険料滞納あるいは複数年度にわたり滞納を繰り返す事業主を重点に、納付督促や差押え等の滞納処分を強化します。

IV 多様な働き手の参画と人材確保のための重点施策

1 ハローワークによる求人・求職サービスの推進

ハローワークは、国が行う全国一体運営の行政機関として、労働力の需給調整（求人と求職のマッチング）を効果的に進めるため、全国ネットワークの強みを活かし、職業紹介の他、個々の求職者のニーズに応じたコンサルティングや職業能力の習得等、きめ細かな就労支援を行います。

一方、求人者には、雇用管理改善に向けた啓発や助成金等を活用した雇用の創出と安定を推奨し、特に人材不足が見られる分野に対しては、積極的な支援を行います。

県下のハローワークでは、求職者と求人者への支援セミナー、事業所見学会や就職面接会などを開催し、双方に対する支援を行っています。

2 子育て女性等に対する雇用対策の推進

横浜と相模原に設置した「マザーズハローワーク」及び県内6カ所のハローワークに設置した「マザーズコーナー」に専門支援員を配置し、就職を希望する子育て中の女性等の個々のニーズにあったきめ細かな個別支援を展開している他、地方自治体と連携を図り保育所の利用等、子育てに係る行政サービス情報の提供を行っています。

また、キッズコーナーや授乳スペースを設け、保育士等のサポートスタッフを配置し、お子様連れでも安心して求職活動ができる環境を整えています。



マザーズハローワーク横浜

3 若年者の雇用対策の推進

県内各ハローワーク及び若年者の支援に特化した「新卒応援ハローワーク」「わかものハローワーク」に専門支援員を配置し、正規雇用を希望する学生やフリーター等の就職を支援しています。また、企業説明会や就職面接会を開催して、学校・企業・若年者へ出会いの場を提供するほか、若者の採用、育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業である「ユースエール認定企業」を重点的に支援します。



横浜新卒応援ハローワーク

ユースエール認定企業とは・・・

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定した企業です。

《ユースエール 認定マーク》



4 障害者雇用対策の推進

障害の多様化が進むなかで、障害者の法定雇用率未達成企業への指導・助言の強化に取り組むとともに、地方自治体や地域の関係機関との連携を強化し、障害者の就職支援を行います。また、「福祉・教育・医療から雇用へ」の移行を更に促進していきます。

※障害者の法定雇用率は、平成30年4月から民間企業は2.2%、国・地方公共団体は2.5%に引き上げられました。



神奈川の民間企業における障害者の雇用状況



※1 (出典) 神奈川県労働局 障害者雇用状況報告による。
 ※2 平成18年から平成24年は雇用義務がある企業(56人以上規模)についての集計。法定雇用率は1.8%
 ※3 平成25年からは雇用義務がある企業(50人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.0%

5 高齢者の雇用対策の推進

意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができる「生涯現役社会」の実現に向け、高齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置を講じていない企業に早期実施を働きかけるとともに、県内全てのハローワークに「生涯現役支援窓口」を開設し、就職を希望する高齢者に対して、職業生活の再設計やチームによる就職支援を行います。



生涯現役支援窓口 (ハローワーク横浜)

6 地方自治体との連携による就職支援

地方自治体に設置した一体的実施施設のハローワーク窓口(平成30年3月末現在30か所)では、生活保護受給者や生活困窮者等の就労支援を、地方自治体の生活支援と一体となって取り組んでいます。

生活保護受給者等就労自立促進事業等の実績の推移

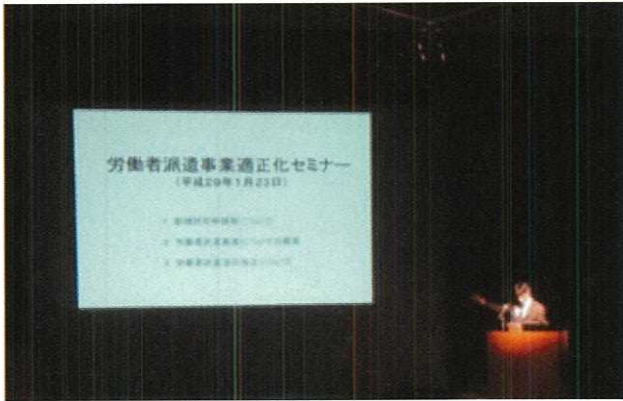


一体的実施施設 (ジョブスポット港南)

7 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知、指導監督を実施します。

また、特定労働者派遣事業を営む事業主からの許可に関する相談・申請への対応の強化を図ります。

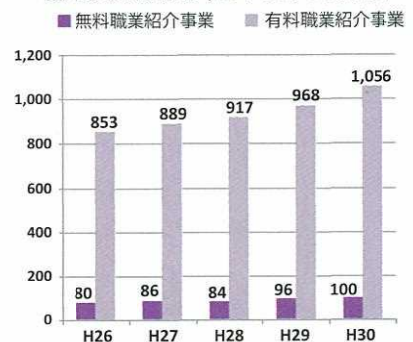


労働者派遣事業適正化セミナー

派遣事業所数推移（各年3月1日現在）



紹介事業所数推移（各年3月1日現在）



8 雇用保険制度の安定的運営の促進

雇用保険は、雇用のセーフティネットとして、失業した場合に生活の安定を確保し求職活動を支援するための各種給付を行うとともに、失業の予防や職業能力向上のための「雇用安定事業」や「能力開発事業」を行っています。

このセーフティネットの充実のため、雇用保険の適用促進に取り組んでいきます。



9 地域ニーズに即した人材開発関係業務の推進

▶ 公的職業訓練の推進と就職支援

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」やロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）を活用し、関係機関と連携のうえ、公的職業訓練の周知・広報に努め、職業訓練が必要な求職者が公共職業訓練や求職者支援訓練を受講することにより就職の可能性を高められるよう、受講勧奨等を積極的に行い、適切な受講あっせんに努めます。



▶ 求職者支援制度

求職者支援訓練については、雇用保険を受給できない求職者のセーフティネットとして機能するよう、地方自治体等の関係機関とも連携し、ハローワークを利用してない潜在的な求職者に働きかけるなど、効果的な周知を図ります。

求職者支援訓練受講者割合（平成29年4月～12月の実績）



労働基準監督署

監督署名	管 轄	所 在 地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9階	045-211-7373
鶴 見	鶴見区(扇島を除く)	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1254
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-21-9	044-820-3181
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	〒238-0005 横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3階	0466-23-6753
平 塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3階	0463-43-8615
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4階	042-752-2051
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	〒243-0018 厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル 5階	046-401-1641
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	〒250-0004 小田原市浜町 1-7-11	0465-22-7151

公共職業安定所 (ハローワーク)

安定所名	管 轄	所 在 地	電話番号
横 浜	中区、南区、磯子区、港南区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区、旭区	〒231-0023 横浜市中区山下町209 帝蚕閣内ビル 1~4階	045-663-8609
	横浜港労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通 4-23	045-201-2031
戸 塚	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609
港 北	港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 1・4階	045-474-1221 (同上)
		〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-14-30 日総第 17ビル 2階	
横浜南	金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦町、田浦港町、田浦大作町、田浦泉町、箱崎町、藤取町、湘南藤取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	045-788-8609
川 崎	鶴見区、川崎区、幸区	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-8573 川崎市高津区千年 698-1	044-777-8609 (同上)
		〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル4階	
横須賀	横須賀市(横浜南所管轄を除く)、三浦市	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	046-824-8609
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2階	0466-23-8609
平 塚	平塚市、伊勢原市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 1・2階	0463-24-8609
小田原	小田原市、足柄下郡	〒250-0012 小田原市本町 1-2-17	0465-23-8609
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 1階	042-776-8609
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	046-296-8609
大 和	大和市、綾瀬市	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	046-260-8609
松 田	秦野市、南足柄市、足柄上郡	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-82-8609

ハローワークの付属施設

ハローワークプラザよこはま 〒220-0004 横浜西区北幸 1-11-15 横浜STビル1階	☎ 045-410-1010
ハローワークプラザ新百合ヶ丘 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン1階	☎ 044-969-8615
ハローワークプラザ湘南 〒252-0804 藤沢市湘南台 1-4-2 ピノスビル 6階	☎ 0466-42-1616
かながわ若者就職支援センター (ハローワークコーナー) シニア・ジョブスタイル・かながわ (ハローワークコーナー) 〒220-0004 横浜西区北幸 1-11-15 横浜STビル 5階	☎ 045-311-1331 ☎ 045-412-4125
横浜新卒応援ハローワーク 〒220-0004 横浜西区北幸 1-11-15 横浜STビル 16階	☎ 045-312-9206
川崎新卒応援ハローワーク 〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	☎ 044-244-8609
横浜わかものハローワーク 〒231-0005 横浜市中区本町 4-40 横浜第一ビル 9階	☎ 045-227-8609

マザーズハローワーク横浜 〒220-0004 横浜西区北幸 1-11-15 横浜STビル 16階	☎ 045-410-0338
相模大野職業相談コーナー マザーズハローワーク相模原 〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B & Vビル 5・6階	☎ 042-862-0040 ☎ 042-862-0042
伊勢原市ふるさとハローワーク 〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 5階	☎ 0463-95-5652
茅ヶ崎市ふるさとハローワーク 〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-32 茅ヶ崎市勤労市民会館 2階	☎ 0467-86-0562
秦野市ふるさとハローワーク 〒257-0051 秦野市今川町 1-3 秦野駅前農協ビル 3階	☎ 0463-84-0810
相模原市総合就職支援センター (ハローワークコーナー) 〒252-0143 相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと 6階	☎ 042-700-1560

神奈川県労働局各課・室一覧

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階・13階（本庁舎）					
総務部	総務課	8階	労働局職員の人事・福利厚生、会計、総務	TEL	045-211-7350
			情報公開	FAX	045-651-1190
雇用環境 ・均等部	企画課	13階	広報、企画調整、両立支援等助成金の受付	TEL	045-211-7357
			男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立、総合労働相談（ハラスメント含む）、ワーク・ライフ・バランス	FAX	045-212-4312
	指導課		TEL	045-211-7380	
			FAX	045-211-7381	
労働基準部	監督課	8階	労働条件の確保、事業場の監督指導	TEL	045-211-7351
	安全課		労働災害の防止等	FAX	045-211-7360
			TEL	045-211-7352	
	健康課		労働者の健康管理、作業環境の改善等	FAX	045-211-0048
			TEL	045-211-7353	
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	FAX	045-211-0048
			TEL	045-211-7354	
	労災補償課		労災補償等	FAX	045-211-7360
TEL		045-211-7355			
労災補償課分室（※1）	労災医療費の審査	FAX	045-211-7370		
	TEL	045-222-6625			
				FAX	045-662-6615

※1 労災補償課分室 〒231-0006 横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウェストビル2階・3階・5階・9階（分庁舎）					
総務部	労働保険徴収課	9階	労働保険料の徴収・収納 労働保険関係の成立、消滅の事務	TEL	045-650-2802
			FAX	045-650-2806	
職業安定部	職業安定課	3階 (一部5階)	職業紹介、雇用保険	TEL	045-650-2800
			FAX	045-650-2804	
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進、 助成金の受付、相談	TEL	045-650-2801
			FAX	045-650-2805	
	需給調整事業課		労働者派遣事業・職業紹介事業の 許可・届出及び監督等	TEL	045-650-2810
			FAX	045-650-2880	
訓練室	3階	求職者支援制度、職業訓練	TEL	045-277-8802	
				FAX	045-277-8812

総合労働相談コーナー

神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課総合労働相談コーナー	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	TEL 045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル11階	TEL 045-317-7830
労働基準監督署内総合労働相談コーナー	各労働基準監督署に設置してあります。	

労働基準監督署

1. 事業場に対する指導
2. 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
3. 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理
4. 申告・相談等に対する対応
5. 機械設備等の安全・衛生面の指導
6. 災害調査の実施・統計調査の実施
7. 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
8. 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所（ハローワーク）

1. 仕事をお探しの方へのサービス
 - ①窓口での職業相談・職業紹介
 - ②求人情報の提供
 - ③雇用保険の給付
 - ④職業能力向上のための職業訓練等の相談
2. 事業主の方へのサービス
 - ①求人の受付・人材の紹介
 - ②雇用保険の適用
 - ③雇用管理指導
(障害者・高齢者・外国人の雇用など)

労務費率表

(平成30年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	24%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%
	既設建築物設備工事業	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	組立て又は取付けに関するもの	38%
その他のもの	21%	
	その他の建設事業	24%

別表第1 (第6条、第16条関係)

労 災 保 険 率 表

(平成30年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の60
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の38
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の16
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	採石業	1000分の49
	その他の鉱業	1000分の26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の62
	道路新設事業	1000分の11
	舗装工事業	1000分の9
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の9
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の9.5
	既設建築物設備工事業	1000分の12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5
その他の建設事業	1000分の15	
製造業	食料品製造業	1000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4
	木材又は木製品製造業	1000分の14
	パルプ又は紙製造業	1000分の6.5
	印刷又は製本業	1000分の3.5
	化学工業	1000分の4.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の6
	コンクリート製造業	1000分の13
	陶磁器製品製造業	1000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1000分の7
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の5.5
	鋳物業	1000分の16
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1000分の6.5
	めつき業	1000分の7
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の5
	電気機械器具製造業	1000分の2.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の4
船舶製造又は修理業	1000分の2.3	
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5	
その他の製造業	1000分の6.5	
運輸業	交通運輸事業	1000分の4
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の9
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の9
	港湾荷役業	1000分の13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の3

熱中症を防ごう!

職場における熱中症予防対策のポイント

平成29年の熱中症による休業4日以上労働災害は29件で、業種別では、建設業で12件、製造業で4件、ビルメンテナンス業で3件のほか、運送業、貨物取扱業や介護事業において発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、熱中症の予防対策を計画的に進めましょう。

神奈川県内における熱中症発生状況（休業4日以上災害）



勤務が終わり帰宅してから、症状が悪化し救急搬送される方が出ています。日中から熱中症の症状（頭痛、気分の不快、吐き気など）が見られ、特段の措置が取られない場合はもとより、休憩の取得や作業の中断を行っても体調が回復しない場合があります。

本人や周りが異変を感じたら、体温を下げるようにし、通常の体調に戻らない場合は、早めに医師の診察を受けましょう。

熱中症とは?

高温、多湿の環境下で、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、症状などにより次のように分類されます。

I度	めまい・失神…「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直…筋肉の「こもら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	<div style="text-align: center;"> <p>重症度 小</p> <p>重症度 大</p> </div>
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、まっすぐに歩けない、など。 高体温… 体に触れると熱いという感触があります。従来「熱射病」などと言われていたものが相当します。	

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- (1) 休憩場所の整備など
- ・冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置
 - ・氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備の設置
 - ・飲料水・塩分などの備付け

- (2) 暑さ指数 (WBGT値) の活用など

※暑さ指数 (WBGT値) とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。

※「WBGT指数計」について、JIS規格が制定されています。

2 作業管理

- (1) 作業時間の短縮など
作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回避
- (2) 熱への慣れ・適応 (順化)
計画的な熱への順化期間の設定
- (3) 水分・塩分の摂取、透湿性・通気性の良い服装の着用
- (4) 作業中の巡視

3 健康管理

- (1) 健康診断結果に基づく対応など
- ・健康診断結果などによる作業者の健康状態の把握 (糖尿病、高血圧、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります)
- (2) 日常の健康管理など
- (3) 労働者の健康状態の確認など

4 労働衛生教育

作業を管理する者及び労働者に対して

- (1) 熱中症の症状 (2) 熱中症の予防方法 (3) 緊急時の救急処置 (4) 熱中症の事例
についてあらかじめ教育を行うこと。

※新たに労働衛生教育の「事項」・「範囲」・「時間」が示されました。〈基安発0229平成28年2月29日〉

救急処置

あらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておいてください。また、作業現場の近くの病院や診療所の場所を確認してください。少しでも異常が見られたら、下記の手当てを行ってください。

呼びかけに対する返事がおかしいなど意識障害がある場合、自力で水分が摂取できない場合、症状が回復しない場合、その他必要と認める場合には、直ちに医療機関に搬送してください。

WBGT値と気温、相対湿度との関係

		相対湿度 (%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温 (°C) (乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28

WBGT値	注意 25℃未満	警戒 25℃～28℃	嚴重警戒 28℃～31℃	危険 31℃以上
-------	-------------	---------------	-----------------	-------------

手当の方法

- ・暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- ・水や塩分を取らせる。
- ・衣類を緩めて(場合によっては脱がせて)、体から熱の放射を助ける。
- ・うちわ、扇風機の風に当てたり、氷嚢などがあれば、それを首、腋の下、足の付け根に当てる。

ご不明な点がございましたら
右記までお問い合わせください

神奈川労働局 健康課 (☎ 045-211-7353)
各労働基準監督署

神奈川県労働局へようこそ

冊子類

働き過ぎ防止に向けた取組について	ハロートレーニング（公的職業訓練）について	神奈川「働き方改革」
労働者の安全・健康確保対策について	平成30年からの障害者雇用率引き上げについて	女性活躍推進法

目的や内容で探す



事業主の方へ



就労中の方へ



求職中の方へ

報道発表資料	法令・様式集	情報公開制度
助成金・奨励金・給付金	調達・売払情報	よくあるご質問

お知らせ

重要なお知らせ

- 2018年03月12日 [平成29年職業安定法の改正について【需給調整事業課】](#)
- 2018年02月05日 [川崎南労働基準監督署 エレベーターの老朽化対策工事について](#)
- 2018年01月12日 [＜移転のお知らせ＞厚木労働基準監督署（平成28年1月）](#)
- 2017年03月16日 [ハローワークでの情報提供を希望する民間人材ビジネス事業者の募集について](#)
- 2016年11月01日 [化学物質管理 ラベル表示/SDS交付/リスクアセスメントの対象物質に27物質が追加されます（平成29年3月1日～）](#)

新着情報

- 2018年04月03日 [精神・発達障害者しごとサポーター養成講座について【職業対策課】](#) **NEW**
- 2018年03月28日 [「働き方改革」の重要な柱 - 「事業場における治療と職業生活両立支援対策」促進に向けたセミナーを開催しました。【平成30年度】](#) **NEW**
- 2018年03月26日 [求職者支援制度のご案内（平成23年10月1日施行）【訓練室】](#) **NEW**
- 2018年03月22日 [平成30年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」について【健康課】](#) **NEW**
- 2018年03月22日 [「働き方改革」の重要な柱 - 「事業場における治療と職業生活両立支援対策」促進に向けたセミナーを開催しました。【平成30年度】](#) **NEW**

新着情報一覧

RSS

RSSについて

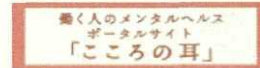
その他関連情報



無期転換ル
ール



「Safe Wor
k」第12次労
働災害防止推
進計画



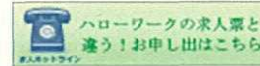
働く人のメン
タルヘルス
ポータルサイ
ト「こころの
耳」



安全衛生優良
企業公表制度



ユースエール
認定企業



求人ホットラ
イン

リンク一覧



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)



「働き方改革」の実現に向けて

「働き方改革」の目指すもの

- 我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。
- こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

働き方改革実行計画

働き方改革については、総理が議長となり、労働界と産業界のトップと有識者が集まった「働き方改革実現会議」において、「非正規雇用の処遇改善」「賃金引上げと労働生産性向上」「長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」など9つの分野について、具体的な方向性を示すための議論を行いました。

その成果として「働き方改革実行計画」が平成29年3月28日にまとめられており、あわせて、その実現に向けたロードマップが示されています。

- [働き方改革の実現\(首相官邸ホームページ\)](#)
- [働き方改革実現会議\(首相官邸ホームページ\)](#)

厚生労働省における対応

働き方改革実行計画に基づき、労働政策審議会で議論が行われ、以下のとおり労働政策審議会から意見の発出(建議)がなされています。

- ・平成29年6月5日付け労働政策審議会建議(労働条件分科会報告)は [こちら](#)
(内容: 時間外労働の上限規制、勤務間インターバル、長時間労働に対する健康確保措置など)
- ・平成29年6月6日付け労働政策審議会建議(安全衛生分科会報告)は [こちら](#)
(内容: 事業者における労働者の健康確保対策の強化、産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境の整備など)
- ・平成29年6月16日付け労働政策審議会建議(労働条件分科会・職業安定分科会・雇用均等分科会 同一労働同一賃金部会報告)は [こちら](#)
また、労働時間法制等の在り方については、平成27年2月に意見の発出(建議)がなされています。
- ・平成27年2月13日付け労働政策審議会建議(労働条件分科会報告)は [こちら](#)
(内容: 働き過ぎ防止のための法制度の整備等、フレックスタイム制の見直し、裁量労働制の見直し、高度プロフェッショナル制度の創設など)

上記を踏まえ、厚生労働大臣から労働政策審議会に対して「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について諮問がなされ、下記のとおり諮問に対する意見(答申)がなされています。

- ・平成29年9月15日付け労働政策審議会答申は [こちら](#)

☐ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(労働政策審議会29.9.15答申)の概要」について [93KB]

厚生労働省においては、この答申を踏まえて、速やかに法案を国会に提出すべく準備を進めています。

長時間労働の是正

☐ [労働時間に関する制度の見直し](#) [226KB]

従前から、「働き方を見直し」に向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底等を行っています。

⇒ [長時間労働削減に向けた取組](#)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様

な働き方を自由に選択できるようにします。

⇒ [同一労働同一賃金特集ページ](#)

その他の項目

法案に盛り込む事項の他にも、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」や「病気の治療と仕事の両立」など、様々な事項について対応しています。

■ 柔軟な働き方がしやすい環境整備（テレワーク、副業・兼業など）

- ・柔軟な働き方に関する検討会
- ・雇用類似の働き方に関する検討会
- ・テレワーク普及促進関連事業
- ・情報通信機器を利用して自宅などで仕事をしている方へ（在宅ワーク）
- ・副業・兼業

■ 病気の治療と仕事の両立

■ 賃金引上げ、労働生産性向上

■ 子育て・介護等と仕事の両立

■ 障害者就労の推進

■ 外国人材の受入れ

■ 女性が活躍しやすい環境整備

■ 若者が活躍しやすい環境整備

■ 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援

- ・労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）
- ・労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
- ・ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援

■ 人材育成

■ 高齢者の就業促進

■ 職場のパワーハラスメント防止対策

中小企業・小規模事業者に対する支援

働き方改革は、我が国の雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者において着実に実施することが必要です。政府、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取組を行っています。

- 📄 [働き方改革支援ハンドブック～働き方改革を契機に、貴社のお悩み解決しませんか？～](#) [516KB]
- 🔗 [中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会](#)
- 📄 [中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議](#)

参考資料

- 📄 [働き方改革の背景に関する参考資料](#) [746KB]
- 🔗 [「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」](#)

働き方・休み方改善ポータルサイト

自己診断・取組事例については[こちら](#)をご覧ください。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

(1) 長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。



自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的に一般則の適用を目指す。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的に一般則の適用を目指す。）
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行3年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行3年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導※、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

・使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

(2) 多様で柔軟な働き方の実現

① フレックスタイム制の見直し

・フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

② 企画業務型裁量労働制の見直し

・企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

平成27年法案からの修正点	・次の要件を明記し、業務の範囲を明確化 ・企画・立案等が主たる業務であること【共通】 ・専ら法人顧客のために商品等を開発し、提案する業務であること【課題解決型の開発提案業務】
---------------	---

③ 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

・職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

平成27年法案からの修正点	・健康確保措置として、年間104日の休日確保措置を義務化。加えて、①インターバル措置、②1月又は3月の在社時間等の上限措置、③2週間連続の休日確保措置、④臨時的健康診断のいずれかの措置の実施を義務化(選択的措置)。
---------------	---

・また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

○ 勤務間インターバル制度の普及促進

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

○ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

○ 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する報告の内容等を報告しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場) 等

○ 事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場) 等

**働き方改革を契機に、
貴社のお悩み解決しませんか？**




目次

**働き方改革支援
ハンドブック**

平成30年 3月
厚生労働省
中小企業庁

(1) 働き方改革や人手不足について、 まずはご相談ください！

- 働き方改革や人手不足について、どうすべきか悩んでいませんか？
- まずは、以下の窓口へお気軽にお越しください。専門家が無料で相談に応じます。

<p>① よろず支援拠点</p>	<p>◎ 生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。</p> <p>◎ 経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県よろず支援拠点 ▶ 中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点</p> 
<p>② 働き方改革推進支援センター (4月以降各都道府県において開設予定)</p>	<p>◎ 労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p> <p>◎ 様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室) ▶ 雇用環境・均等部(室)所在地一覧</p> 
<p>③ ハローワーク</p>	<p>◎ 働き方改革に取り組む企業の求職者への周知、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所 ▶ 都道府県労働局所在地一覧</p> 

(2) 人手不足にどのように対応すべきか 悩んでいませんか？

■ 中小企業の成功体験を紹介します。

① 中小企業・小規模事業者 人手不足対応ガイド ライン

◎ 人手不足に取り組む中小企業の好事例（多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等）を業種や企業規模ごとに整理しました。

▶ [中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要](#)






▶ [中小企業・小規模事業者のための人手不足対応100事例](#)






(3) 生産性向上や業務効率化等 に取り組みませんか？

■ 設備・IT導入等による生産性向上や業務効率化等を支援します。

<p>①ものづくり・商業・サービス補助金</p>	<p>◎ 革新的なサービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援します。 <公募期間> 平成30年2月28日～4月27日</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県地域事務局（都道府県中小企業団体中央会） ▶平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募について</p> 
<p>②IT導入補助金</p>	<p>◎ 生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入を支援します。 <1次公募期間> 平成30年4月20日～6月4日</p> <p>【お問い合わせ先】 ▶平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業</p> 
<p>③小規模事業者持続化補助金</p>	<p>◎ 商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等を支援します。 <公募期間> 平成30年3月9日～5月18日</p> <p>【お問い合わせ先】 所在地を管轄する商工会・商工会議所 ▶平成29年度補正「小規模事業者持続化補助金（小規模事業者支援パッケージ事業）」の公募を開始します</p> 
<p>④中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例</p>	<p>◎ 生産性向上特別措置法案に基づき、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税を軽減（ゼロ～1/2）します。 これに合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡大・重点支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803</p>

(3) 生産性向上や業務効率化等 に取り組みませんか？

<p>⑤人材確保等支援助成金</p>	<p>◎金融機関と連携し、省力化のための装置など生産性向上に資する設備等の導入と賃金アップを実施した企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 
<p>⑥業務改善助成金</p>	<p>◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県労働局雇用環境・均等部（室） ▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧</p> 
<p>⑦時間外労働等改善助成金</p>	<p>◎出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県労働局雇用環境・均等部（室） ▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧</p> 

【雇用関係助成金の助成要件等（⑤・⑦関係）】

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶[事業主の方のための雇用関係助成金](#)



【業務改善助成金の助成要件等（⑥関係）】

厚生労働省ホームページの「業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援」をご覧ください。

▶[業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援](#)



【労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先】




労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」へお問い合わせください。

▶[都道府県労働局所在地一覧](#)






(4) 魅力ある職場づくりや社員の育成に取り組みませんか？

■ 多様な人材が働きたくなる魅力ある職場づくりを支援します。

<p>① 両立支援等助成金</p>	<p>◎ 育児休業の円滑な取得・職場復帰の支援や代替要員の確保を行った企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 
<p>② 育児・介護支援プラン導入支援事業</p>	<p>◎ 社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。</p> <p>【お問い合わせ先】 厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課育児・介護休業係 TEL:03-5253-1111 (内線7863) ▶ 「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を希望する事業主の方へ</p> 
<p>③ 65歳超雇用推進助成金</p>	<p>◎ 65歳以降の継続雇用延長や定年引上げ、高齢者向けの機械設備導入等を行う企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部高齢・障害者業務課 (東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課) ▶ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部</p> 

(4) 魅力ある職場づくりや社員の育成に取り組まいませんか？

<p>④人材確保等支援助成金 (再掲) (※) 平成29年度までは職場定着支援助成金として実施</p>	<p>◎雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備等に取り組む企業を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 
<p>⑤キャリアアップ助成金</p>	<p>◎非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口</p> 
<p>⑥産業保健関係助成金</p>	<p>◎社員の健康づくりのための取組を支援します。</p> <p>【お問い合わせ先】 (独) 労働者健康安全機構 ▶独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金</p> 

(4) 魅力ある職場づくりや社員の育成に取り組みませんか？

■ 社内人材の育成を支援します。

⑦ 人材開発支援助成金

◎ 通常の業務を離れて行う社員訓練 (OFF-JT) や通常の業務の中で行う社員訓練 (OJT) について、経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口](#)



【雇用関係助成金の助成要件等 (①・③～⑦関係)】

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶ [事業主の方のための雇用関係助成金](#)



【人手不足・人材確保に関するお問い合わせ先 (ハローワーク) (再掲)】

働き方改革に取り組む企業の求職者への周知、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所

▶ [都道府県労働局所在地一覧](#)



【中小企業の人材育成に関するお問い合わせ先 (生産性向上人材育成支援センター)】

人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター

▶ [独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター](#)



労働基準法施行規則の一部改正について

(社会保険労務士の電子署名による代理申請の際の使用者の電子署名等の省略(平成29年12月1日より実施))

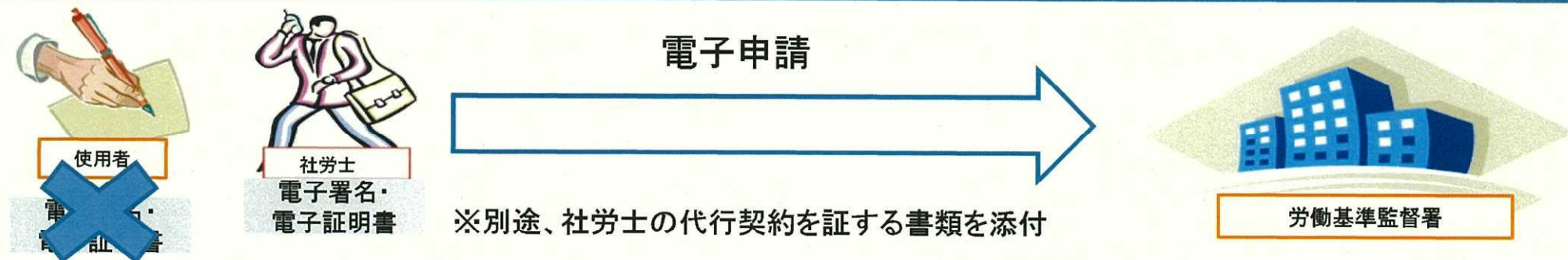
従前

現在、使用者が労働基準法に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、使用者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。



改正後

行政手続を簡素化し、使用者負担を軽減するため、社会保険労務士が使用者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が使用者の職務を代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、使用者の電子署名及び電子証明書を省略できるよう、省令を改正(平成29年12月1日施行)。



労働安全衛生法等の届出などをする際は、



電子申請が便利です!

労働安全衛生法等の手續のうち、約800の届出等が電子申請できます。
電子申請できる主な届出等は、以下のとおりです。

	総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
	定期健康診断結果報告
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
☆	労働安全衛生法に基づく免許証の新規交付申請/再交付申請/ 書替え申請/更新申請 <small>注) 顔写真等を別途郵送する必要があります。</small>
	足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
	有害物ばく露作業報告
	労働者死傷病報告
	特定元方事業者の事業開始報告
☆	ボイラー・第一種圧力容器の構造検査・溶接検査・落成検査申請
☆	クレーンの落成検査申請
☆	移動式クレーンの製造検査申請
	特定化学物質、有機溶剤等の特殊健康診断結果報告

☆印の手續は、電子申請を行うと手数料が割引になります。

※ 詳しくは、労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。



上記のほか、労働安全衛生関係法令の電子申請が可能な届出等はこちらをご参照ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/denshi.xlsx>

電子申請の詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です!」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労働基準法、最低賃金法等の届出等は、 電子申請が便利です！



オフィスから、インターネットを経由して、スピーディに届出!!

「36協定届」、「就業規則の届出」など、労働基準法の届出等は、
すべて電子申請が利用可能です！

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」にアクセス!!

いつでもどこでも手続可能なんだ！



厚生労働省
公式キャラクター
くたしかめたん>

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できる
ので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにしながら届出等が
できます。

労働基準法に定められたすべての届出等	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた届出等の一部	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

簡単・スピーディに申請できるよ！



インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子証明書を添付して
クリックするだけで手続ができます。
大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理でき
ます。

導入も簡単だよ！



マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカー
ド等」といいます。）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がか
かりません。
※ICカードリーダライタ（マイナンバーカード等を読み込む機器）が別途必要です。

労働基準法等の手續の電子申請については、厚生労働省のホームページにマニュアルや解説などを掲載しています！

労基法等 電子



【電子申請のマニュアル等を見るには】
「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

電子申請に関連する通達等も掲載していますので、是非ご参照下さい。

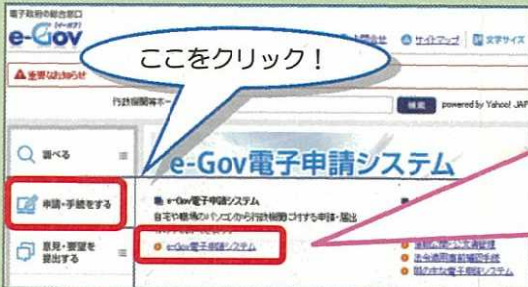


事前準備

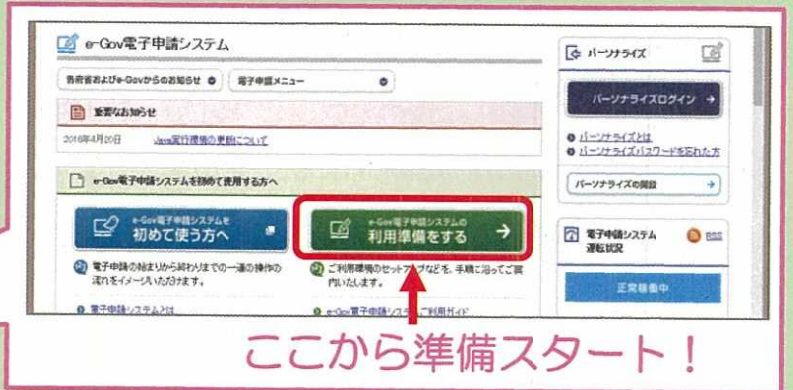
6つのチェック事項をクリアしたら、準備完了！

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
<http://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう！



ここから準備スタート！

事前準備の詳細な作業は、電子申請に関するホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

に掲載した「事前準備ガイドマニュアル」で解説していますので、ご活用下さい。



チェック

1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック

2 Javaを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請に必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。



Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html>

チェック

3 電子証明書を取得します

電子証明書とは、申請者が間違いなく本人であることを、信頼できる第三者（認証局）が電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。

電子申請をご利用の際には、申請書様式等に利用者等の電子署名を行うこととなりますので、その電子署名に使用する電子証明書を事前に取得する必要があります。

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式

- 公的個人認証サービス（マイナンバーカード等）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



ファイル形式

- 法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html



これに加え、次の★の方法でも利用可能です。

★ 電子申請の利用が便利になりました！

★ H29.12.1より、公的個人認証（マイナンバーカード等）を使用した電子署名・電子証明書による届出が可能となりました!! ICカードリーダー（マイナンバーカード等を読み込む機器）をご用意いただき、お手持ちのマイナンバーカード等を読み込ませて電子署名を行ってください。

※ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」といいます。）が提出代行により電子申請を行う場合には、氏名のみではなく、社会保険労務士の資格を有する者であることを確認できる電子証明書の添付が必要です。

※ マイナンバーカードの取得は、マイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

電子申請が可能な手続の一覧

労働基準法、最低賃金法等の届出等のうち
電子申請が可能な主な手続は、以下のとおりです。

1	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)
2	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届出)
3	時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する協定付記)
4	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届
5	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
6	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請
7	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届
8	就業規則(変更)届(各事業場単位による届出)
9	就業規則(変更)届(本社一括届出)
10	1年単位の変形労働時間制に関する協定届
11	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届
12	1週間単位の変形労働時間制に関する協定届
13	事業場外労働に関する協定届
14	専門業務型裁量労働制に関する協定届
15	企画業務型裁量労働制に関する決議届
16	企画業務型裁量労働制に関する報告
17	休憩自由利用除外許可申請
18	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請
19	断続的な宿直又は日直勤務許可申請
20	最低賃金の減額特例許可の申請
21	貯蓄金管理協定の届出
22	預金管理状況報告
23	預金管理状況報告(本社一括届)
24	事実上の倒産認定申請
25	未払賃金額等の確認申請
26	解雇制限除外認定申請
27	解雇予告除外認定申請
28	児童の使用許可申請
29	年少者に係る深夜業時間延長許可申請
30	帰郷旅費支給除外認定申請
31	寄宿舍規則(変更)届
32	事業場附属寄宿舍設置・移転・変更届
33	寄宿舍内での事故発生報告
34	寄宿舍内での労働者死亡又は休業日数4日以上の上の休業の報告
35	寄宿舍内での労働者の休業日数4日未満の上の休業の報告
36	事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例許可申請
37	事業附属寄宿舍規程第2章適用除外許可申請
38	建設業附属寄宿舍設置・移転・変更届
39	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請
40	適用事業報告
41	職業訓練に関する特例許可申請
42	審査及び仲裁の手続の申立て(労働基準監督署)(審査請求・労災)
43	休業補償及び障害補償の例外認定の届出

※上記のうち、1～3「時間外労働・休日労働に関する協定届」、8・9「就業規則(変更)の届出」及び10「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」についての詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

これらの届出等の制度や添付書類等についてのご相談は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

労基法等 電子

検索

<トップページ>

電子政府の総合窓口 (イ・ガブ) e-Gov

行政機関等ホームページ検索 powered by Yahoo! JAPAN

ご利用ガイド

- 申請・手続をする
 - e-Gov電子申請システム
 - 自宅や職場のパソコンから行政機関に対する申請・届出等の手続ができます。
 - e-Gov電子申請システム
 - 各府省関連申請・手続
 - 申請・届出等の手続案内
 - 関連情報・電子入札
 - 情報公開・公文書管理
 - 法令適用事前確認手続
- 意見・要望を提出する
- 問合せをする

電子政府の総合窓口 (イ・ガブ) e-Gov

電子申請

ホーム > e-Gov電子申請システム

e-Gov電子申請システム

各府省およびe-Govからのお知らせ 電子申請メニュー

重要なお知らせ

- 2017年9月26日 [Java実行環境\(Java9\)について\(予告\)9/26追記](#)
- 2017年9月29日 [外部連携API経由による証明書情報追加・更新に関するお知らせ](#)
- 2017年2月28日 [一括申請機能の新規利用申込みの受付停止について\(平成30年末\)](#)

e-Gov電子申請システムを初めて使用する方へ

パーソナライズ

パーソナライズログイン

- パーソナライズとは
- パーソナライズパスワードを忘れた方

パーソナライズの開設

電子申請システム 運転状況

スクロール

電子申請メニュー

- 申請・届出
- 申請・届出バック
- 状況照会
- 公文書署名検証
- ご利用案内
- 電子申請マニュアル

本人または社会保険労務士などの代理人が申請・届出をする場合

- 申請(申請者・代理人)
 - 手続の申請を行う場合は、こちらから検索してください。
- 署名追加(個別ファイル署名手続)
 - 個別ファイル署名の申請書・添付ファイルに署名を追加する場合は、こちらから行なってください。

電子政府の総合窓口 (イ・ガブ) e-Gov

e-Gov電子申請手続検索

電子申請システム

申請にあたっての確認

- ご利用にあたっての注意事項
- 関連情報
 - 政府認証基盤(GPKI)におけるフィンガープリントについて

キーワードを入力

このキーワードを 全てを含む いずれかを含む

キーワードの検索対象を入力

手続名から検索 手続情報全体から検索

結果表示件数

表示件数 10 件

府省を指定する 個別の府省を指定して検索することができます。府省の指定を行わない場合、全府省が対象となります。

検索 クリア

キーワードを入力して検索

- 「36協定届」→ キーワード「時間外」
- 「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」→ キーワード「変形」
- 「就業規則の届出」→ キーワード「就業規則」

※ ICカードリーダーライターについては、公的個人認証サービスポータルサイトの「ICカードリーダーライターのご用意」ページを参照してください。
http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

★ H29.12.1より、社労士等が、P6の対象手続の提出代行を行う場合、提出代行に関する契約書等をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名・電子証明書を省略することができます！（ただし、最低賃金法の届出等を除きます。）

※ 添付様式の見本等は、厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>
の「社会保険労務士の皆様へ」の欄に掲載しています。

上記のHPIは「労基法等 電子」で検索できます。

労基法等 電子

チェック

4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

➡ 「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック

5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

➡ 「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック

6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。

➡ 「電子申請用プログラムのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

事前準備や操作方法等に関するお問い合わせ先：電子政府利用支援センター

■ 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで



これで準備完了です！

提出代行に関する証明書

平成 年 月 日

○事務所（勤務先事業所）名称 _____

○所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業場名称^{※1} _____

○住所又は事業場所在地 _____

○使用者等氏名^{※2} _____ (印)

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 (印)
--------------------	--

※1 個人の場合は不要

※2 個人の場合はその氏名